

農地の転用には

# 許可が必要です!



## 農地の転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

## 申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

### 4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

### 5条申請・・・他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅を建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

## 無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金となります。

※4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。

## 農地の貸し借りを支援する『農地中間管理事業』が始まりました！

『農地中間管理機構』をとおして農地の貸し借りをを行う“新たな仕組み”が始まりました。

- ①人・農地プランなど地域の話し合い活動で、地域の農地を機構に預け、新たな利用計画を立てる。
- ②農業経営を転換、またはリタイアする。
- ③農地を他の人に利用してもらう。

などの取り組みについて、農地の出し手は『機構集積協力金』の交付を受けられる場合があります。

農地を貸したい方、借り受けたい方、又は本事業の内容について知りたいという方がいらっしゃいましたら、下記問い合わせ先まで！（農地の貸し借りについては、農地法、経営基盤強化法による利用権設定もこれまでどおりできます。）

### ○問い合わせ先

本庁経済課・各支所産業振興課、又は農業委員会事務局・各支所農業委員会分室へ事前にご相談ください。